

広報しずくいし 号外

平成 25 年 8 月 22 日発行

8 月 9 日に発生した大雨災害に関するお知らせ

8 月 9 日の大雨により、住家や農地などが被害に遭われた皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。

この広報しずくいし号外では、8 月 9 日の大雨災害に関して、町民の皆さまに取り急ぎお伝えしなければならない情報を掲載しています。町の被害状況などについては、9 月 12 日(木)に世帯配布する広報しずくいし 9 月号でお知らせする予定としております。

1. り災証明書

住居の被害（倒壊、床上・床下浸水等）に応じて「り災証明書」を発行します。「り災証明書」は町税の減免、金融機関等による融資、保険等の減免・猶予などを受けるために用います。

- 受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時 ※8 月 24 日（土）、25 日（日）も受け付けます。
- 申請方法 町役場税務課窓口で申請してください。
- 用意するもの 印鑑、被害状況がわかる写真等
- 問い合わせ先 町役場税務課資産課税担当 ☎ 692-6481

2. り災届出証明書

上記の「り災証明書」とは別に、生活支援に必要な措置（保険の給付等）を受けることが出来るようにするため、土地、塀・門扉等の付帯物、家具家財、車などについても、「り災届出証明願」により申請していただくことにより、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。

なお、保険会社等の手続き先により、取り扱いが異なりますので、必要の有無については保険会社等の手続き先にお問い合わせください。

- 受付開始日 8 月 26 日（月）
- 受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時 ※8 月 31 日（土）、9 月 1 日（日）も受け付けます。
- 申請方法 町役場防災課窓口で申請してください。
- 証明する届出 家屋以外の塀・門扉、動産（車両）、家財、土地などの被害
- 用意するもの 印鑑、り災の状況がわかる写真
- 問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6410、692-6490

3. 災害ごみ等

大雨災害で発生したごみ等の受け入れ場所は、次のとおりです。

- ①ふとん、畳、家財道具▷七ツ森清掃センター（七ツ森 347 番地）☎ 692-3570
※清掃センターへご自分で運搬できない方のお手伝いをします。町役場環境対策課にご連絡ください。
- ②汚泥、流木、草木、金属類▷御明神グラウンド（御明神高八卦 20 番地 1）、鶯宿ゲートボール場脇（南畑第 32 地割 332 番地 1）
※汚泥については、袋詰めとし、口をひもで縛ってください。袋の無い方には、町役場で土のう袋を無料配布します。
- ③土砂▷旧上長山小学校跡地（長山狼沢 11 番地 1）
- ごみ等の受入時間 9 時～16 時
- 問い合わせ先 ①・②▷町役場環境対策課 ☎ 692-6403、③▷町役場総務課 ☎ 692-6489

4. 町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免

所有する資産に被害があった場合、その被害の程度および所得の状況に応じて、町税等の減免を受けられる場合があります。

①個人町民税・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
所有する住居が全室床上浸水以上の被害にあった場合、今年の所得見込額、被害の損害割合の程度に応じて、8 月 9 日以後の納期の税（保険料）の減免または免除を受けられる場合があります。

②固定資産税
固定資産税の課税対象となる資産（土地、家屋、償却資産）が被害を受けた場合（家屋は半壊以上）、損害の程度に応じて、8 月 9 日以後の納期の税の減免または免除を受けられる場合があります。

※減免には申請が必要となりますので、次により申請の受け付けを行います。

- 申請受付 町税▷町役場税務課、介護保険料▷町役場福祉課、後期高齢者医療保険料▷町役場町民課
- 受付時間 平日（月～金）8 時 30 分～17 時
- 申請方法 町役場各担当窓口で申請してください。
- 用意するもの 印鑑、り災証明書またはり災届出証明書、収入が確認できる資料など
- 問い合わせ先 町税▷町役場税務課資産課税・住民課税担当 ☎ 692-6402
介護保険料▷町役場福祉課介護保険担当 ☎ 692-6476
後期高齢者医療保険料▷町民課医療給付担当 ☎ 692-6479

※なお、納付が著しく困難となる場合は、納付相談も受けております。

5. 国民年金保険料の特例免除

住家が半壊以上の被災をした国民年金加入者で、国民年金保険料の納付が困難となった人は、国民年金保険料の特例免除を受けられる場合があります。

- 免除を受けられる期間 平成 25 年 7 月分～平成 26 年 6 月分
- 申請方法 町役場町民課窓口で申請してください。
- 用意するもの 印鑑、り災証明書（写しでも可）
- 申請期限 平成 26 年 7 月末
- 問い合わせ先 盛岡年金事務所 ☎ 623-6211、町役場町民課国保年金担当 ☎ 692-6478

6. 住宅の応急修理制度

大雨災害により「大規模半壊または半壊した住宅」（り災証明による被害）の応急修理に要した費用のうち、日常生活に必要で欠くことができない修理に要した費用について、町が指定する業者に修理を依頼し支払う制度です。

- 対象者 以下のすべての要件を満たす人（世帯）が対象となります。
 - ①大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
 - ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③応急仮設住宅（定住促進住宅等）を利用しないこと
- 所得制限等 所得制限がありますので下記担当までお問い合わせください。
- 住宅の応急修理の内容
 - ①応急修理の範囲▷居室、炊事場、便所等の緊急を要する箇所
 - ②応急修理の箇所や方法等▷大雨被害と直接関係のある修理のみが対象（内装・家電製品に関するものは対象外）
- 限度額 1 世帯当たり 52 万円
- 問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

7. 水道料金等の減免

被災した世帯の水道料金等の減免を行います。減免の条件については、大雨災害により掃除等に水道を使用した場合とし、9月請求分(8月検針分)の水道料金等を前年の同月に請求した額と同額として請求します。減免には申請が必要となりますので、次とおり申請の受け付けを行います。

- 申請期間 8月22日(木)～9月6日(金) ※期間厳守
- 受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時
- 申請方法 電話または町役場付属棟2階上下水道課窓口で申請してください。
- 問い合わせ先 町役場上下水道課 ☎ 692-6408

8. 国保等保険証の再発行

被災により国民健康保険・後期高齢者医療の保険証を紛失した人は、申請により再発行ができます。

- 受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時
- 申請方法 町役場町民課窓口で申請してください。
- 用意するもの 運転免許証等身分を証明できるもの、印鑑
- 問い合わせ先 町役場町民課国保年金担当 ☎ 692-6478、医療給付担当 ☎ 692-6479

9. 各種証明手数料の免除

住民票や納税証明書等の発行手数料について、大雨災害に関連する手続きに必要な場合に交付手数料を免除します。

- 免除を受けられる期間 平成25年8月22日～平成26年3月31日(役場閉庁時除く)
- 免除を受けられる証明書
 - ①町民課窓口で申請▷住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍に関する証明書類(戸籍謄本等)
 - ②税務課窓口で申請▷所得証明、課税証明、納税証明、固定資産に係る証明および閲覧
- 免除対象 大雨災害に関連した用途(例えば金融機関等による融資、保険金請求等)に限ります。
※窓口で使用目的を確認します。
- 用意するもの ①災証明書または災届出証明書(写しでも可)、窓口に来る人の身分を証明できるもの(運転免許証等)、印鑑、別世帯の人の分を請求する場合は委任状
- 問い合わせ先 ①町役場町民課住民担当 ☎ 692-6470、②町役場税務課住民課税担当 ☎ 692-6402

10. 衛生対策・消毒方法

大雨で浸水した家屋の衛生対策として、消石灰と家庭用塩素系漂白剤を町役場で配布しています。また、感染症予防のため、床上浸水などで汚れた床や、家具などの消毒用品も準備しております。ご使用の際には、消毒方法など、取扱い説明書を必ずご確認ください。

- 問い合わせ先 町健康推進課(町健康センター内) ☎ 692-2227

11. 町総合防災訓練を中止します

9月1日(日)に開催する予定でした「平成25年度雫石町総合防災訓練」は中止します。

- 問い合わせ先 町役場防災課 ☎ 692-6490

12. 災害ボランティア募集中

被害を受けられた世帯へ派遣するボランティアを募集しています。また、ボランティアの派遣を希望する人も下記までご連絡ください。

- 募集締め切り 8月31日(土)
- 問い合わせ先 雫石町社会福祉協議会 ☎ 692-2230

13. 災害義援金

災害義援金を受け付けています。ご協力よろしくお願ひします。

- 義援金名 平成25年8月雫石町豪雨災害義援金
- 受付期限 10月31日(木)
- 受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時 ※8月24日(土)、25日(日)も受け付けます。
- 受付方法
 - ①現金 町役場福祉課窓口
 - ②銀行振込 振込先は次のとおりです。

金融機関名	支店名	口座番号	名義人
新岩手農業協同組合	雫石町役場出張所	普通預金 0004904	雫石町災害義援金 (シズクイシジョウサイクイ)
ゆうちょ銀行	郵便振替口座	02260-5-770	雫石町災害義援金 (シズクイシジョウサイクイ)

- ※新岩手農業協同組合をご利用の場合、振込手数料はご負担願ひします。
- ※ゆうちょ銀行への振替手数料はかかりません(ATMによる通常払い込みについては、料金がかかります)。
- ※受領書が必要な人は町役場福祉課にご連絡ください。
- ③現金書留 送付先▷〒020-0595(※住所記載不要) 雫石町役場福祉課福祉企画担当(義援金担当)
※9月18日(水)までは、郵便料金が免除になります。
- 義援金の配分 関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分します。
- その他 振込金受領書などをもって税制上の優遇措置(所得税、法人税、個人住民税)の適用対象となります。
- 問い合わせ先 町役場福祉課福祉企画担当 ☎ 692-6472

14. 心身の健康相談窓口

町健康センターでは、このたびの大雨災害から『食欲がなく体の調子が悪い』『眠れない』『誰とも話す気になれない』など、心身の健康に不安のある人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

- 相談受付時間 平日(月～金) 8時30分～17時
- 問い合わせ先 町健康センター内 保健センター ☎ 692-2227、地域包括支援センター ☎ 691-1106

15. 家電・PC特別修理対応

被災した家電製品等の特別修理対応および被災したパソコン等の特別修理サービスについて、メーカー各社から示されています。詳しくはメーカーにお問い合わせください。

16. 電話

電話・通信料金等について、支払期限の延長や移転工事費の取り扱い、修理費用の軽減等が通信会社各社から示されています。詳しくはご使用している電話の通信会社・店舗等にお問い合わせください。

17. 電気料金等の特別措置

東北電力は、被災された方から申し出があった場合に、下記の特別措置を講ずることとしております。

- 特別措置の内容 ①電気料金の早収期間および支払期限の延伸②不使用月の電気料金の免除③工事費負担の免除など
- 問い合わせ先 東北電力コールセンター ☎ 0120-175-466(フリーダイヤル)、受付時間▷月～金(休日除く) 9時～20時、土(休日除く) 9時～17時
- 申込窓口 東北電力盛岡営業所お客様センター(盛岡市紺屋町1-25)

がんばろう 雫石